

## 指定構造計算適合性判定機関の指定について

静岡県では、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記の指定構造計算適合性判定機関を指定しております。

静岡県知事第 1 号

名称	特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター
主たる事務所の所在地	静岡市葵区追手町 2 番 12 号
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター 静岡市葵区追手町 2 番 12 号
構造計算適合性判定の業務の開始の日	平成 19 年 6 月 20 日
指定の期間	平成 29 年 6 月 11 日から 5 年間
判定対象建築物	全ての建築物